

HP ヒューマン・プライム通信

社会保険労務士法人ヒューマン・プライム
株式会社ヒューマン・プライム
東京都中央区日本橋人形町1-18-9
ATビル5F 〒103-0013
TEL.03-5695-7700 FAX.03-5623-2052
MAIL. info@humanprime.co.jp

人事や労務の相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社

70歳までの高年齢者就業確保措置の導入について

近年、高年齢者の就業意欲が増してきており、高年齢者の労働関係の法改正や年金制度の法改正が進められています。そこで今回のヒューマン・プライム通信では、2021年4月1日より施行される高年齢者雇用安定法の「高年齢者就業確保措置の導入」について解説致します。

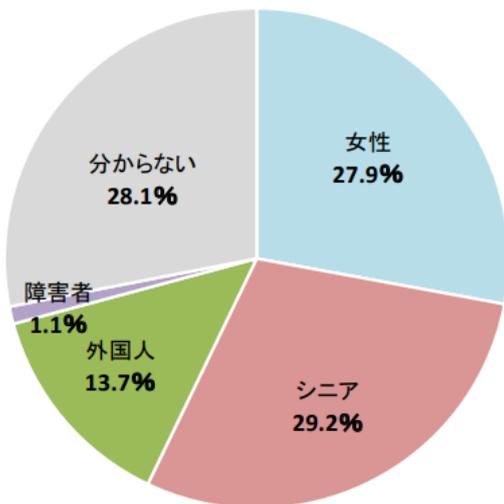


高年齢者就業確保措置の導入

少子高齢化によって労働力確保は喫緊の課題であり、その対応として国は高年齢者の労働力に期待しています。また、帝国データバンクが令和元年9月に発表した「人手不足の解消に向けた企業の意識調査」によると、今後最も積極的に活用したい人材として「シニア」とした回答が29.2%となっており、多くの会社が今後高年齢者を活用したいと考えています。そういった背景の中、高年齢者の活用策として、**令和3年4月1日から以下のいずれかの70歳までの高年齢者就業確保措置が努力義務**として求められます。

積極的に活用したい人材

有効回答企業数：10,007社



帝国データバンクが令和元年9月に発表した「人手不足の解消に向けた企業の意識調査」より

- ① 会社が、現在65歳までの労働者への措置として求められている**定年廃止、定年延長、継続雇用制度の導入**といった、高年齢者雇用確保措置と同様の措置
- ② ①の措置を行わない場合は、事業主による以下のような新たな措置を設け、いずれかを講ずること
 - (ア) グループ会社以外の企業への再就職に関する制度の導入
 - (イ) フリーランスや起業による就業に関する制度の導入
 - (ウ) 社会貢献活動への従事に関する制度の導入



※現在65歳までの高年齢者雇用確保措置が義務化されていますが、ほぼすべての会社で実施されており、法に定める義務を超えて66歳以上まで働ける会社も増えています。今後は上記の70歳までの高年齢者就業確保措置の努力義務化や、令和4年4月1日施行の年金法の改正によって、65歳を超えて働く高齢者の方がさらに増えていくものと思われます。

※高年齢者の働く意欲向上のため、2022年4月1日施行で以下の厚生年金制度の改正も予定されています。

- ① **60歳～64歳の在職老齢年金制度の支給停止基準額の引上げ**
支給停止基準額が、現行の28万円から**47万円に引上げられる**ことにより、働いても減額されない方が増えます。
- ② **65歳以上を対象にした在職定時改定の導入**
現在、老齢厚生年金を受給している方の年金の改定期間は、退職時と70歳到達時期に改定されていますが、在職定時改定制度の導入によって、在職中から年金額の改定が毎年行われるようになります。働いている間に年金額の増加を実感でき、高年齢者の働く意欲向上が期待されます。



ご不明な点がございましたら、ヒューマン・プライムまでお問い合わせください。TEL.03-5695-7700

この通信がご不要な方は、お手数ですが弊社までご連絡ください。